

e シールに係る認定制度の関係規程策定のための有識者会議（第 6 回）議事要旨

1. 日時

令和 6 年 10 月 24 日（木） 13：00～15:00

2. 場所

オンライン開催

3. 出席者

（構成員）

伊地知構成員、漆嶋構成員、岡本構成員、小田嶋構成員、柿崎構成員、宿谷構成員、中村構成員、米谷構成員（欠席：濱口構成員）

（オブザーバー）

デジタル庁

（事務局）

総務省、株式会社野村総合研究所

4. 配布資料

資料 6－1 事務局説明資料（実施要項第 7 条修正案）

資料 6－2 事務局説明資料（実施要項第 8 条・第 9 条・第 10 条）

5. 議事要旨

◆議題（１）「実施要項修正案」、「事務局説明」について、事務局より資料 6－1、6－2 に基づき説明が行われた。

◆議題（２）意見交換、各構成員からのコメント。主な意見の概要は以下の通り。

○事務局説明資料（実施要項第 7 条 修正案）

（実施要項第 7 条第 1 項第 2 号に対応する技術・運用・設備の基準）

- 利用の申込みをする e シール用電子証明書の用途について、複数の用途を包含した代表的な用途を記載する方法か、請求書等の詳細かつ具体的な用途を記載する方法のどちらかが考えられる。
- 代表的な用途から選択させることは、e シール認定事業者が記載されていない選択肢による用途は認めないと判断することが難しく、利用者の用途を狭めることにもなりかねない。e シールの指針の通り、出所又は起源を示すためのような包括的な書きぶりがよい。
- 利用者の目線に立った際、どれを選択してよいかわからないことも想定できる。控除証明書や e-Tax において、代表者の電子署名を活用していることが多い。これに違和感を持っている利用者も多く、

将来的には e シールの活用も視野に入っている。現段階では用途を想定しきことは難しく、e シールの用途を確認する程度でよい。

- 利用申込の審査が成り立つのであれば、署名用途ではないことが確認できればよい。

(実施要項第 7 条第 1 項第 3 号に対応する技術・運用・設備の基準)

- 利用者 e シール符号の活性化について、担当者の本人認証を要する場合、e シールは組織内で機械的に付与されるケースも想定しており、利用の制限が掛かってしまう懸念がある。なお、機械的に e シールを付与するケースは考えられるが、機械的に活性化することは考えられない。
- 本人認証よりも適切に PIN を管理することが重要であり、適切に PIN を管理することで活性化すべきではない人が活性化することを防げる。

○事務局説明資料（実施要項第 8 条・第 9 条・第 10 条）

(実施要項第 8 条第 2 項第 1 号に対応する技術・運用・設備の基準)

- 電子署名法では、「特定認証業務の認定に係る調査表」において、事業者に対し、業務を実施した者及び責任を有する者の記録を求めている。同記録が不足している場合、認定は取得できない。
- 弊社は作業した作業員の記録もすべて記録、保存し、認定更新の際に指定調査機関が確認している。
- 責任を有する者については承認する責任者の電子印も確認し、記録された当時に権限があったのか、当時の体制表を用いて確認している。

(実施要項第 8 条第 2 項第 3 号に対応する技術・運用・設備の基準)

- 認定認証業務の報告書においても、セキュリティ監査報告書が参考例として記載されている。
- JIPDEC の調査において、セキュリティ監査報告書自体を確認するのではなく、セキュリティ監査報告書を内部監査で確認し、認定認証業務に関係している内容があれば、是正措置等を確認している。つまり監査実施記録に包含されるものであり、参考例として横並びで記載するものではない。

(実施要項第 8 条第 4 項に対応する技術・運用・設備の基準)

- 仮に e シール用認証業務の更新が 2 年に 1 回となった場合、指定調査機関は中間の年に確認する手段としてサーベイランス審査のようなものを検討すべき。
- 昨年度の検討会では、e シール認定制度は総務大臣認定であることに鑑み、事業者負担を軽減することも視野に入れて検討を行った。そのため、中間の年に中間監査やサーベイランス審査を実施することは必須ではないと考える。e シール認定制度を他の制度と同等レベルにするのであれば、総務省に対し中間報告等を行うことは考えられる。
- e シール用認証業務の認定に関する規程の第 8 条は実施状況の報告等となっており、毎年自らもしくは第三者の監査を受け、監査結果を総務大臣に報告しなければならないと定めている。他方、帳簿書類の保管については作成した日から認定の更新の日までとなっており、e シールにおいては 2 年間となっている。仮に帳簿書類の保管が 1 年で十分なのであれば、1 年に変更する必要がある。
- 毎年内部監査をする場合、過去の内部監査の報告書を確認することになる。そのため、指定調査機関が確認するタイミングの 2 年を迎えるまでは保管することが望ましい。

(実施要項第9条第1項第1号に対応する技術・運用・設備の基準)

- 設立3か年未満である事業者によくの負担をかけて書類提出させることは事業の参入障壁が高くなってしまうことが懸念されることから、現行案の内容でよい。

(実施要項第9条第1項第2号に対応する技術・運用・設備の基準)

- 実施要項で賠償責任保険への加入が例示されていることから、ガイドラインでは、どのように損害賠償金支払額を算定すれば良いか説明することが申請事業者にとっては有意義である。

(実施要項第9条第2項に対応する技術・運用・設備の基準)

- 決算の公表は、会社法等に基づいた確実な公表がなされていることが求められる。
- 会社法第440条で計算書類の公告が規定されており、事業者の決算公表の根拠になっている。会社法が示すいくつかの決算公表の方法を明確に記載すべきである。

(実施要項第10条に対応する技術・運用・設備の基準)

- 任命時点で適切な専門性を有している人を配置することは難しい。電子署名法では要員を配置し、事業者が配置された要員に対し十分な教育訓練をした上で業務を遂行させることを求めている。以前は関係要員に対する就業前教育を重視しており、十分な知見、経験を得たうえで任命となっていたが、業務を学ぶために認証設備室へ入室し、設備を操作することが求められるため、任命後に教育するほうが適切であるという解釈もある。そのため、適切な専門性を有する要員を配置することにより。
- 教育訓練について、電子署名法は認定期間の1年に合わせ、毎年研修を実施しているため、eシールも毎年研修の実施を求めるべき。
- 指定調査機関としての調査の際、教育訓練を実施した記録を確認している。インシデントが生じた際、その原因に教育訓練の不足があったか議論になるため、確認は必須となっている。教育訓練の内容はサイバーセキュリティに特化しているものではなく、システムの運用や、ソフトウェアの更新に関する事前テストの有無等、認定認証業務に係る内容を広く網羅している。

6. 閉会

次回会合は、2024年11月14日（木）15時からオンラインで開催させていただく。

以上